

岩手県告示第790号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和3年岩手県告示第28号）で公示した公共測量を終了した旨東日本高速道路株式会社東北支社盛岡管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和3年11月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市繋沢から二戸市浄法寺町まで
- 2 実施した期間 令和2年12月18日から令和3年10月5日まで
- 3 実施した公共測量の種類 2級基準点測量14点